

参考資料：復興公営住宅について

内灘町が整備する復興公営住宅は、令和6年能登半島地震の災害で住宅を失い、自力での再建が難しい町内の被災者に向けて低額の家賃で賃貸するものです。

入居後はルールに従い居住していただきます。なお、復興公営住宅は町営住宅と同様、内灘町町営住宅条例に基づく取扱いになります。

入居資格について

- ・入居者は、以下の5つの項目全てに該当する必要があります。
本来、公営住宅は住宅に困窮する**低所得者用**の住宅ですが、復興公営住宅は住宅に困窮する**被災者用**の住宅のため、入居から3年間は**収入要件はありません**。

①居住する住宅の罹災証明が半壊以上の世帯で、居住する住宅を解体した又は自費解体予定の世帯。（解体予定の方は、入居までに解体する必要があります。）
②住宅再建のための支援金の交付を受けていない。
③居住できる住宅を所有していない。
④世帯・入居予定者に暴力団員がいない。

※住宅再建のための支援制度は、以下の制度が対象となります。（R8.9.30現在）

住宅再建のための支援制度

「被災者生活再建支援金（加算支援金）」「被災住宅耐震改修工事費等補助金」
「能登創生住まい支援金」「民間賃貸住宅入居助成金」「宅地復旧補助金」
「住宅耐震改修等工事費補助金」「自宅再建利子助成事業給付金」
「土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業補助金」

整備する住宅について

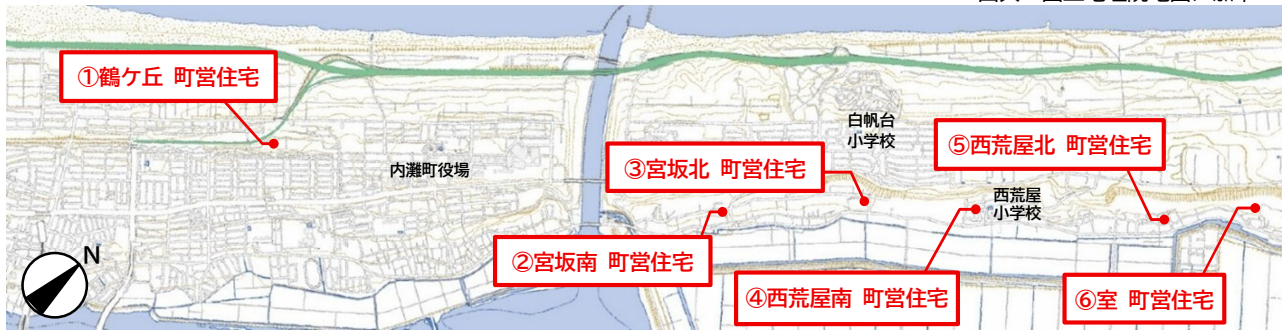
- ・地域の特性に合わせ、南部エリアでは集合住宅タイプ、北部エリアでは戸建てタイプを整備します。
- ・住宅の間取りや大きさは、世帯人数等に応じて選択できるよう、1LDK・2LDK・3LDKを整備します。

立地エリア		南部エリア			
住宅の形式		集合住宅タイプ（3階建/2棟）			
住宅		鶴ヶ丘町営住宅			
間取り		1LDK	1LDK (車椅子用)	2LDK	3LDK
		45㎡	60㎡	60㎡	65㎡
戸数		18戸	1戸	32戸	9戸
概算家賃		2.0~5.3万円	2.7~7.1万円	2.7~7.1万円	2.9~7.7万円

整備エリア		北部エリア				
住宅の形式		戸建タイプ（平屋）				
住宅		宮坂地区		西荒屋地区		室地区
住宅名		宮坂南 町営住宅	宮坂北 町営住宅	西荒屋南 町営住宅	西荒屋北 町営住宅	室 町営住宅
間 取 り	2LDK(60㎡)	12	4	11	13	15
	3LDK(75㎡)	3	1	4	4	3
戸数		15戸	5戸	15戸	17戸	18戸
概算家賃		2LDK：2.4~6.4万円		3LDK：3.0~8.0万円		

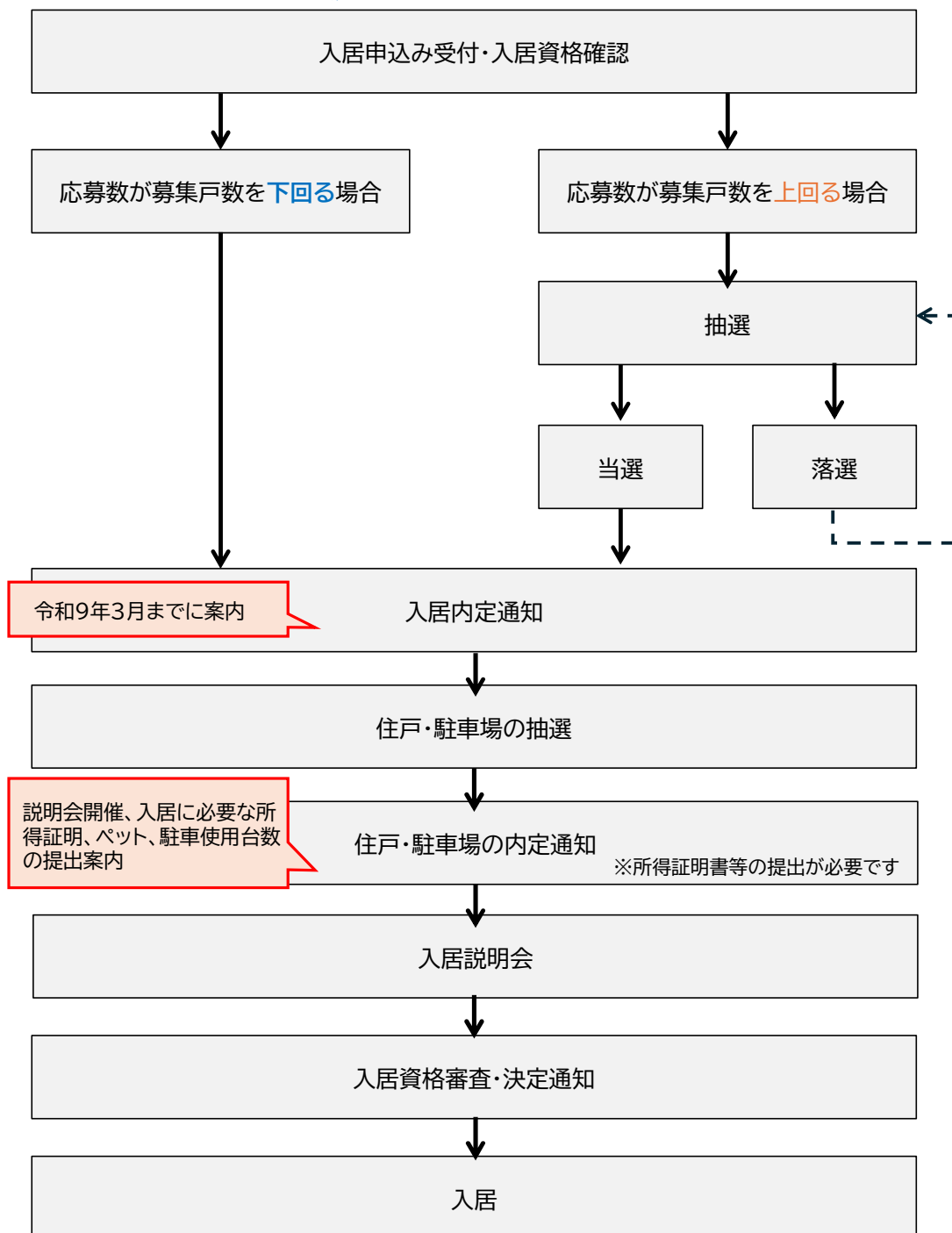
住宅の建設場所

出典：国土地理院地図に加筆



入居までのスケジュール

- ・ 今回の入居申込み受付を経て、入居希望の住宅と間取りについて、**応募数が募集戸数を上回る場合は、抽選**となります。落選した場合は、再度募集可能な住宅に応募いただきます。なお、令和8年2月に実施した「内灘町復興公営住宅の入居意向確認調査書」にて入居を希望された方の入居を優先的に内定し、**その後、空きのある住宅・住戸に対して、町内被災者、町外被災者の順に手続き**を行います。
- ・ 今回の入居住宅内定後、**令和9年3月までに住戸・駐車場を抽選・内定**します。その後、入居資格審査を経て、入居住宅が決定し、入居となります。
- ・ 抽選日当日、**申込者（または代理人）が受付時間内に現れなかった場合は、入居の意思がないものとみなし、落選扱い**といたします。



整備する住宅について

南部エリア 鶴ヶ丘町営住宅

- ・ 鶴ヶ丘町営住宅では、家賃・**共益費**のほか、駐車場を使用する方は駐車場使用料が必要です。
- ・ 鶴ヶ丘町営住宅では、**ペットを飼育することができません**。

【整備イメージ】



【鶴ヶ丘 町営住宅 計画図（案）】

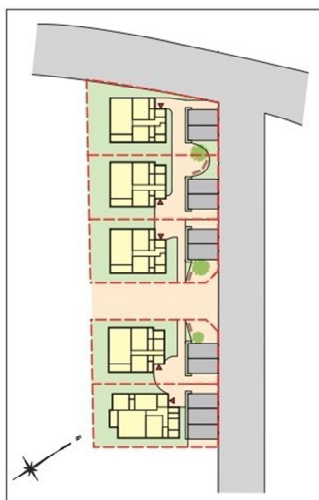


北部エリアの住宅

- ・ 北部エリアの住宅では、家賃のほか駐車場を使用する方は駐車場使用料が必要です。
- ・ 北部エリアの住宅では、**共益費の徴収はありません。**
- ・ 北部エリアの住宅では、**被災前より飼育しているペットに限り飼育することができます。**（被災前より飼育していたペット以外は飼育できません。）

宮坂地区

【宮坂北 町営住宅
計画図（案）】



【宮坂南 町営住宅 計画図（案）】



室地区

【室 町営住宅 計画図（案）】



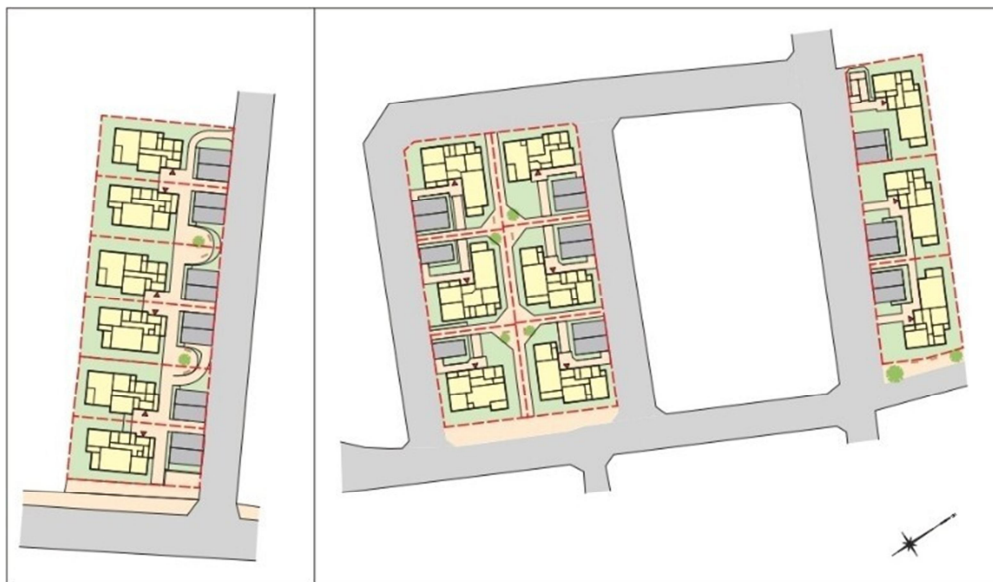
※図中の赤い点線が各住宅
の敷地範囲を示します。
計画図は変更になる場合が
あります。

整備する住宅について

北部エリアの住宅

西荒屋地区

【西荒屋南 町営住宅 計画図（案）】



【西荒屋北 町営住宅 計画図（案）】



※図中の赤い点線が各住宅の敷地範囲を示します。
計画図は変更になる場合があります。

代表的な間取り

〈備え付けの機器〉

●照明器具（LDK・洋室以外の部屋）●網戸 ●便器（洗浄付き温水便座）●追い焚き機能付き風呂（自動お湯張り）

鶴ヶ丘町営住宅の参考図

〈各自で取付けが必要な機器〉

●エアコン ●照明器具（LDK・洋室）●コンロ ●カーテン等

1 LDK (45 m ² 程度)	2 LDK (60 m ² 程度)	3 LDK (65 m ² 程度)
世帯人数の目安：1-2人世帯	世帯人数の目安：2-3人世帯	世帯人数の目安：3人以上

北部エリアの住宅参考図

2 LDK (60 m ² 程度)	3 LDK (75 m ² 程度)
世帯人数の目安：1-3人世帯	世帯人数の目安：3人以上

家賃について

- ・内灘町では、石川県が生活基盤の安定及び自立を支援することを目的に創設した被災者支援制度に基づき、被災者が入居する町営住宅の家賃を36ヶ月無償とします。

※ただし、毎年、入居者全員の所得の合計額や住宅の広さ（規模）、立地などにより家賃の算定を行いますので入居者全員の所得証明書の提出が必要です。

- ・無償期間が終了した後は、一般の町営住宅と同様に家賃を支払う必要があります。

※下表は、入居1年目の家賃の目安です。入居には、家賃3ヶ月分の敷金が必要です。別途、鶴ヶ丘町営住宅入居者は共益費が必要です。

【所得月額および住宅の広さ・建て方に応じたおおよその家賃】

収入 分類	入居世帯の所得月額	住戸面積の家賃の目安				
		南部エリア（集合住宅）			北部エリア（戸建住宅）	
		45㎡	60㎡	65㎡	60㎡	75㎡
1	104,000 円以下	2.0 万円	2.7 万円	2.9 万円	2.4 万円	3.0 万円
2	104,000 円超 123,000 円以下	2.3 万円	3.1 万円	3.4 万円	2.8 万円	3.5 万円
3	123,000 円超 139,000 円以下	2.7 万円	3.5 万円	3.8 万円	3.2 万円	4.0 万円
4	139,000 円超 158,000 円以下	3.0 万円	4.0 万円	4.3 万円	3.6 万円	4.5 万円
5	158,000 円超 186,000 円以下	3.4 万円	4.6 万円	4.9 万円	4.1 万円	5.1 万円
6	186,000 円超 214,000 円以下	3.9 万円	5.3 万円	5.7 万円	4.7 万円	5.9 万円
7	214,000 円超 259,000 円以下	4.6 万円	6.2 万円	6.7 万円	5.5 万円	6.9 万円
8	259,000 円超 313,000 円以下	5.3 万円	7.1 万円	7.7 万円	6.4 万円	8.0 万円

所得月額については、9ページをご参照ください。

収入についての注意点

- ・一般の世帯で所得月額が158,000円を超える場合、もしくは障がい者・高齢者・小さな子どもがいる世帯等で所得月額が214,000円を超える場合は、入居4年目から家賃が割り増しになるほか、退去をご検討いただくことになります。
- ・入居期間が5年以上の世帯で、2年続けて所得月額が313,000円を超える場合は、世帯の状況に関わらず、退去していただくことになります。

世帯の状況	所得月額の上限
一般の世帯（以下の世帯に該当しない世帯）	158,000円
障害者手帳を交付されている方がいる世帯 身体1～4級、精神1～2級、療育A～B（軽度を除く）	214,000円
高齢者世帯 申込者が60歳以上であり、かつ同居者がすべて60歳以上または18歳未満である世帯	
小さな子どものいる世帯 同居者に中学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯	

参考：所得月額の算定方法

所得月額の算定式※入居申込時には、法改正により変更となる可能性があります。

所得月額＝

$$\frac{\text{①世帯の年間総所得金額} - \text{②控除額（所得控除＋扶養控除等）}}{12}$$

①世帯の年間総所得金額

- ・世帯の中で収入がある方について、一人毎に収入から所得を計算し、世帯全員の所得の合計を求めます。収入の形態（給与・年金・事業者）によって算出方法が異なります。

●給与収入の場合

- ・下表を参考に、対象となる総収入の金額から、給与所得金額を計算してください。

給与総収入金額 (源泉徴収票の「支払金額」)	給与所得金額 (源泉徴収票の「給与所得控除額の金額」)	
0～551, 000 円未満	0 円	
551, 000～1, 619, 000 円未満	給与収入額-550, 000 円	
1, 619, 000～1, 620, 000 円未満	1, 069, 000 円	
1, 620, 000～1, 622, 000 円未満	1, 070, 000 円	
1, 622, 000～1, 624, 000 円未満	1, 072, 000 円	
1, 624, 000～1, 628, 000 円未満	1, 074, 000 円	
1, 628, 000～1, 800, 000 円未満	給与総収入金額を 4, 000 で割り、その 答えの 1 円未満を切り捨てた後 4, 000 をかけ戻し、出た額を右の A にあては めてください	A×0. 6+100, 000 円
1, 800, 000～3, 600, 000 円未満		A×0. 7-80, 000 円
3, 600, 000～6, 600, 000 円未満		A×0. 8-440, 000 円
6, 600, 000～8, 500, 000 円未満	給与総収入金額×0. 9―1, 100, 000 円	
8, 500, 000 円以上	給与総収入金額―1, 195, 000 円	

●年金収入の場合

- ・課税対象の総年金収入額（2種類以上ある場合は全て含む）をもとに、下表を参考に
して年金所得金額を算定してください。

65歳未満の場合		65歳以上の場合	
総年金収入額	年金所得金額	総年金収入額	年金所得金額
～600,000円	=0円	～1,100,000円	=0円
～1,299,999円	=収入額-600,000円	～3,299,999円	=収入額-1,100,000円
～4,099,999円	=収入額 $\times 0.75 - 275,000$ 円	～4,099,999円	=収入額 $\times 0.75 - 275,000$ 円
～7,699,999円	=収入額 $\times 0.85 - 685,000$ 円	～7,699,999円	=収入額 $\times 0.85 - 685,000$ 円
～7,700,000円	=収入額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円	～7,700,000円	=収入額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円

●事業収入の場合

- ・前年の収入金額から必要経費を差し引いた後の事業所得、利子所得、配当所得などの
総所得金額が対象となります。

※確定申告書等に記載された「事業所得」の額がそのまま、所得額となります。

②控除額

●所得控除

- ・給与所得（給与・年金所得）などがある人は、**一人毎 10 万円**が控除額となります。
- ・給与所得の金額が **10 万円未満の人**は、**給与所得の金額**が控除額となります。

●扶養控除等

- ・世帯の状況に応じて、下記の額が**一人毎**の控除額となります。

控除の対象		控除額
同一生計配偶者、扶養親族（入居しようとする親族及び遠隔地扶養親族）		38 万円
老人同一生計配偶者／老人扶養親族	70 歳以上の扶養親族で所得 45 万円以下の者	10 万円
障がい者	身体 1～2 級、精神 1 級、療育 A の手帳を交付されている者	40 万円
	身体 3～6 級、精神 2～3 級、療育 B の手帳を交付されている者	27 万円
特定扶養親族	16 歳以上 23 歳未満で、所得 48 万円以下の者（申込者を除く）	25 万円
寡婦※1	所得 500 万円以下の申込者または同居者で、(1)・(2) のいずれかに該当する者 (1) 夫と死別した後婚姻をしていない、または夫の生死があきらかでない女性 (2) 所得 48 万円以下の扶養親族があり、夫と離婚後婚姻していない女性	27 万円
ひとり親※2	所得 500 万円以下で、所得が 48 万円以下の子と生計を一つにする者 等	35 万円

※1：その人の所得金額から、「給与所得などの控除額（10 万円）」を控除した残額が 27 万円未満の場合は、所得金額から控除した金額が控除額となります。

※2：その人の所得金額から、「給与所得などの控除額（10 万円）」を控除した残額が 35 万円未満の場合は、所得金額から控除した金額が控除額となります。

所得月額の計算例と家賃の目安（※南部エリアで建設する住宅の家賃の目安です）

世帯の例		収入 分類	家賃の目安
1 人 世 帯	60 代前半の単身者会社勤め  世帯年収：約 290 万円の場合 ①年間所得金額：1,950,000 円 ②控除額：10,000 円 ①－②／12＝所得月額：約 154,167 円	4	45 m ² ：3.0 万円/月 程度
2 人 世 帯	年金暮らし 70 代夫婦（ともに 70 代）  世帯年収：約 280 万円（220 万円＋60 万円） ①年間所得金額：1,100,000 円 ②控除額：580,000 円 ①－②／12＝所得月額：43,334 円	1	45 m ² ：2.0 万円/月 程度 60 m ² ：2.3 万円/月 程度
3 人 世 帯	共働きの夫婦＋小学生 1 人  世帯年収：約 410 万円（330 万円＋80 万円） ①年間所得金額：2,480,000 円 ②控除額：960,000 円 ①－②／12＝所得月額：約 126,667 円	3	60 m ² ：3.5 万円/月 程度 65 m ² ：3.8 万円/月 程度
	片働きの夫婦＋未就学児 1 人  世帯年収：約 480 万円 ①年間所得金額：3,400,000 円 ②控除額：860,000 円 ①－②／12＝所得月額：約 211,667 円	6	60 m ² ：5.3 万円/月 程度 65 m ² ：5.7 万円/月 程度
4 人 世 帯	共働きの夫婦＋子ども 2 人  世帯年収：約 500 万円（400 万円＋100 万円） ①年間所得金額：3,210,000 円 ②控除額：1,340,000 円 ①－②／12 所得月額：約 155,834 円	4	60 m ² ：4.0 万円/月 程度 65 m ² ：4.3 万円/月 程度